

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第11号

## 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部55の3の項中「若しくは第68条の69第3項第5号イ」を削り、同部56の項中「若しくは第68条の69第3項第7号イ」を削り、同部57の項中「若しくは第68条の69第3項第6号」を削り、同部58の項中「若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を削り、同部65の項の次に次のように加える。

65 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
----------	--	--	----------------	----------

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 3 建築・都市計画・土木関係の部55の3の項から58の項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第7号に規定する認定の申請に対する審査については、前項ただし書に規定する改正規定による改正前の別表 3 建築・都市計画・土木関係の部56の項及び58の項の規定は、なおその効力を有する。